

令和6年9月5日（木）

【照会先】

青森労働局労働基準部

賃金室長 森越 利夫

賃金指導官 高山 竹郎

（電話）017 - 734 - 4114（直通）

報道関係者 各位

青森県最低賃金の改正について

青森県内で働くすべての労働者に適用される「青森県最低賃金」については、本日官報に公示されたため、

改正後の最低賃金 1時間953円

効力発生日 令和6年10月5日

となります。

青森労働局、県内各労働基準監督署及び公共職業安定所においては、県内で働くすべての労働者、県内で事業を営むすべての使用者の方々にこの最低賃金が適用されることから、今後、様々な広報手段を用いて周知を図ってまいります。

また、中小企業・小規模事業者が継続的に賃上げしやすい環境整備を支援するため、事業場内の最低賃金を引き上げ、生産性向上に取り組んだ場合に支給される業務改善助成金の制度（別添リーフレット参照）についても、併せて周知を図ってまいります。

参 考

1 最低賃金制度とは

最低賃金制度とは、最低賃金法に基づき国が賃金の最低限度を定め、使用者は、その最低賃金額以上の賃金を支払わなければならないと義務付けられているものです。

したがって、使用者が労働者に対し最低賃金未滿の賃金しか支払っていなかった場合、その使用者は最低賃金額との差額を支払わなくてはなりません。また、この場合、使用者に対して罰則(50万円以下の罰金)が定められています。

2 最低賃金の公示と発効について

最低賃金法第14条第2項に基づき、最低賃金の改正決定は、公示(官報に掲載)の日から起算して30日を経過した日から、その効力が生じることとなり、今年度は、公示が9月5日、効力の発効が10月5日となります。

3 令和6年度青森地方最低賃金審議会の審議経緯(参照:別紙)

青森地方最低賃金審議会(会長 石岡隆司(いしおかりゅうじ))は、本年7月4日、青森労働局長から「青森県最低賃金の改正決定について」の諮問を受けたため、青森県最低賃金専門部会を設置して調査審議を重ね、本年8月9日に「時間額953円」とする旨の答申を青森労働局長に行いました。

その後、答申の内容についての異議申出があったことから、本年8月27日に、青森労働局長から青森地方最低賃金審議会に、異議申出に係る諮問を行い、同日、青森地方最低賃金審議会において審議し、「令和6年8月9日付け答申どおり決定することが適当である」旨の答申を青森労働局長に行いました。

4 青森県最低賃金の推移

| 年度 | 時間額 (円) | 発効年月日 | 年度 | 時間額 (円) | 発効年月日 |
|------|------------|-------------|-----|------------|-----------|
| 平成27 | 695 | 平成27年10月18日 | 令和2 | 793 | 令和2年10月3日 |
| 平成28 | 716 | 平成28年10月20日 | 令和3 | 822 | 令和3年10月6日 |
| 平成29 | 738 | 平成29年10月6日 | 令和4 | 853 | 令和4年10月5日 |
| 平成30 | 762 | 平成30年10月4日 | 令和5 | 898 | 令和5年10月7日 |
| 令和元 | 790 | 令和元年10月4日 | 令和6 | 953 | 令和6年10月5日 |

青森県最低賃金決定の仕組み

